

しらゆりの園指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

社会福祉法人 立命会

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(沖縄県指定 第 4775600226 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

(2024.11 改定)

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 立命会
- (2) 法人所在地 沖縄県南城市知念字久手堅 275 番地 1
- (3) 電話番号 098 - 948 - 7060
- (4) 代表者氏名 理事長 友名 孝子
- (5) 設立年月 昭和 63 年 3 月 11 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 介護保険給付対象となる利用者やその他の高齢者が、自立した日常生活を送れるよう介護相談、介護計画等居宅介護支援の提供に資することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 しらゆりの園指定居宅介護支援事業所
平成 12 年 1 月 31 日指定 沖縄県 4775600226 号
- (4) 事業所の所在地 沖縄県南城市大里字古堅 820 番地 1
- (5) 電話番号 098 - 917 - 0624
- (6) 事業所長（管理者）氏名 真栄城 守之
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が自由に選択できる居宅介護サービス、指定居宅サービス等が総合的、効果的、公平、中立に提供されるよう支援する。
- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

南城市、八重瀬町、与那原町、西原町、南風原町、那覇市

通常の事業の実施地域以外への指定居宅介護支援については相談にて対応を決めることとする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（月 1 回土曜日営業） 国民の祝日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までの 年末年始を特別休暇とする
受付時間	月～土 8 時 3 0 分～ 1 7 時 3 0 分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- 1 管 理 者 1名
- 2 主任介護支援専門員 1名以上（管理者兼務）
- 3 介護支援専門員 1名以上

5. 当事業所が提供するサービス、公正中立なケアマネジメントの確認と利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

（1）サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8,9条参照）

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、課題分析票（居宅サービスガイドライン）を通してご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

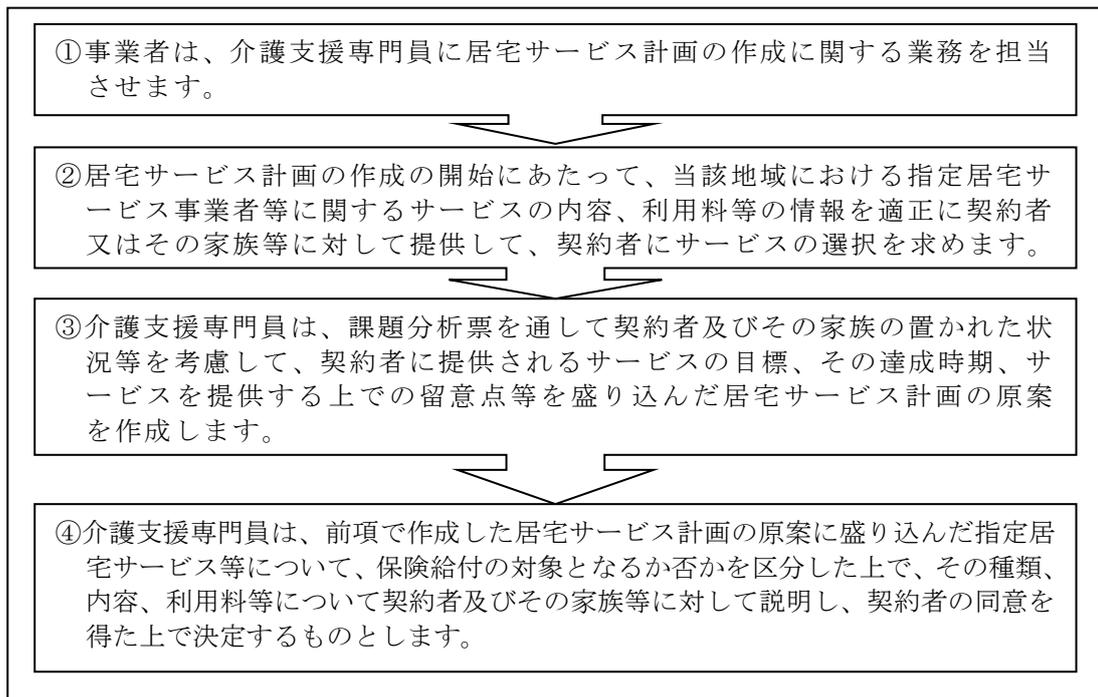
指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。及びご契約者の希望に基づき作成されるものです。

利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

利用者又はその家族に対し前6ヶ月間に作成した当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6ヶ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）を説明します。（別紙参照）

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・契約者の依頼に基づき要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。但し、関係機関からの通知等については、速やかに指定居宅介護支援事業所へ連絡する。万が一、連絡が遅れ要介護認定の更新申請が出来なかった場合は、利用している介護保険サービス事業所の利用料が全額自己負担となります。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介・医療機関との連携

- ・ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ・ご契約者またはその家族は、ご契約者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう努めることとします。
- ・ご契約者が訪問看護等医療系サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意

を得て主治の医師または歯科医師の意見を求めます。また、居宅サービス計画を作成した際には、居宅サービス計画を主治の医師等に交付致します。

・担当者は介護サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、ご契約者の服薬状況、口腔機能その他のご契約者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、ご契約者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供します。

〈サービス利用料金〉

①居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

「基本料金」

居宅介護支援費（1月につき）

区分	算定要件	要介護度	料金
居宅介護支援費（Ⅰ）	(i)介護支援専門員1人当りの利用者数が45未満又は45以上である場合における、45未満の部分	要介護1又は要介護2	10,860円/月
		要介護3、要介護4又は要介護5	14,110円/月
	(ii)介護支援専門員1人当りの利用者数が45以上である場合における、45以上60未満の部分	要介護1又は要介護2	5,440円/月
		要介護3、要介護4又は要介護5	7,040円/月
	(iii)介護支援専門員1人当りの利用者数が45以上である場合における、60以上の部分	要介護1又は要介護2	3,260円/月
		要介護3、要介護4又は要介護5	4,220円/月
居宅介護支援費（Ⅱ） (ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員の配置している場合)	(i)介護支援専門員1人当りの利用者数が50未満又は50以上である場合における、50未満の部分	要介護1又は要介護2	10,860円/月
		要介護3、要介護4又は要介護5	14,110円/月
	(ii)介護支援専門員1人当りの利用者数が50以上である場合における、50以上60未満の部分	要介護1又は要介護2	5,270円/月
		要介護3、要介護4又は要介護5	6,830円/月
	(ii)介護支援専門員1人当りの利用者数が50以上である場合における、60以上の部分	要介護1又は要介護2	3,160円/月
		要介護3、要介護4又は要介護5	4,100円/月

「加算料金」

加算種類	算定要件	料金
特定事業所加算 I	<p>(1)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 2 名以上配置していること。</p> <p>(2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。</p> <p>(3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>(4)24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(5)算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 100 分の 40 以上であること</p> <p>(6)当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>(7)地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。</p> <p>(8)家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。</p> <p>(9)居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満(居宅介護支援費(Ⅱ))を算定している場合は 50 名未満)であること。</p> <p>(11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。</p> <p>(12)他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研究会等を実施していること。</p> <p>(13)必要に応じて、多様な主体等が実施する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p>	5,190 円/月
特定事業所加算 II	<p>(1)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。</p>	4,210 円/月

	<p>(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。</p> <p>(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(5) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>(6) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。</p> <p>(7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。</p> <p>(8) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>(9) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること。</p> <p>(10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。</p> <p>(11) 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研究会等を実施していること。</p> <p>(12) 必要に応じて、多様な主体等が実施する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p>	
<p>特定事業所加算Ⅲ</p>	<p>(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。</p> <p>(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(5) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支</p>	<p>3,230円/月</p>

	<p>援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>(6) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。</p> <p>(7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。</p> <p>(8) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>(9) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満(居宅介護支援費(Ⅱ))を算定している場合は 50 名未満)であること。</p> <p>(10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。</p> <p>(11) 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研究会等を実施していること。</p> <p>(12) 必要に応じて、多様な主体等が実施する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p>	
<p>特定事業所加算 A</p>	<p>(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。</p> <p>(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置していること。</p> <p>(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。</p> <p>(4) 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(5) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>(6) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。</p> <p>(7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に</p>	<p>1,140 円/月</p>

	<p>関する事例検討会、研修等に参加していること。</p> <p>(8) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>(9) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満(居宅介護支援費(Ⅱ))を算定している場合は 50 名未満)であること。</p> <p>(10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。</p> <p>(11) 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研究会等を実施していること。</p> <p>(12) 必要に応じて、多様な主体等が実施する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p>	
特定事業所医療介護連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が 35 回以上であること。 ・前年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定していること。 ・特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを算定していること 	1,250 円/月
初回加算	新規や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が 2 区分以上変更の場合で居宅サービス計画を作成する場合	3,000 円/新規利用時
入院時情報連携加算		
入院時情報連携加算Ⅰ	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合	2,500 円/月に 1 回限度
入院時情報連携加算Ⅱ	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合	2,000 円/月に 1 回限度
退院・退所加算		
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること	4,500 円/入院又は入所期間中 1 回限度
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けていること	6,000 円/入院又は入所期間中 1 回限度
退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情	6,000 円/入院又は入所

	報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること	期間中1回 限度
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	7,500円/入院又は入所 期間中1回 限度
退院・退所加算(Ⅲ)	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	9,000円/入院又は入所 期間中1回 限度
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	500円/月に 1回程度
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,000円/月に 2回限度
ターミナルケアマネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケア方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合 ・ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること 	4,000円/月

②交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、居宅介護支援を行う場合に要した交通費については、当面无料といたします。

利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに下記の口座へ振込んでお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み 沖縄銀行 与那原支店 普通預金 1647517 口座名義 社会福祉法人 立命会 理事長 友名孝子

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

7. 業務継続計画の策定等

(1) 感染症や災害に係る業務継続計画の策定

(2) 従業者に対する業務継続計画の共有、定期的な研修及び訓練の実施

8. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(1) 感染症対策を検討する委員会の開催（6月に1回以上）及び結果の周知

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

9. 事故発生時の対応

1 事業者は、契約者に対する介護支援事業サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

2 事業者は、契約者に対する居宅支援事業サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

10. 秘密の保持

業務上知り得た利用者及び家族等に関する秘密を正当な理由なくもらしません。別紙の「個人情報の使用による同意書」の記載事項を遵守いたします。

11. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 管理者 真栄城 守之

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

○受付電話番号 098-917-0624

（２）行政機関その他苦情受付機関

＜地域包括支援センターの窓口＞ 南城市地域包括支援センター （基幹型）	所在地 南城市佐敷字新里 1870 番地 電話番号 098-917-5489 F A X 098-917-5427 受付時間 8：30～17：30
南城市役所 生きがい推進課	所在地 南城市佐敷字新里 1870 番地 電話番号 098-917-5341 F A X 098-917-5427 受付時間 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 那覇市西 3 丁目 14 番地 18 号 電話番号 098-863-2357 受付時間 8：30～17：00
沖縄県社会福祉協議会	所在地 那覇市首里石嶺町 4 丁目 373 番地 1 沖縄県総合福祉センター内 電話番号 098-887-2000 受付時間 8：30～17：00

12. 虐待防止に関する事項

（１）虐待防止対策を検討する委員会の定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

（２）虐待防止の指針の整備

（３）従業員に対する定期的な研修の実施

（４）虐待防止に関する措置の担当者の配置

（５）その他虐待防止のために必要な措置

13. 身体的拘束等に関する事項

（１）利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

（２）身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

しらゆりの園指定居宅介護支援事業所

説明者職名 (介護支援専門員)

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合